

○寒川町教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和51年3月27日教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(課及び担当の設置)	(課及び担当の設置)
第2条 (略)	第2条 (略)
教育政策課 教育政策担当 <u>社会教育担当</u>	教育政策課 教育政策担当 _____
学校教育課 (略)	学校教育課 (略)
教育施設給食課 (略)	教育施設給食課 (略)
<u>(加える)</u>	<u>生涯学習課 生涯学習担当 青少年教育担当</u>
(事務分掌)	(事務分掌)
第3条 (略)	第3条 (略)
教育政策課	教育政策課
教育政策担当	教育政策担当
(1)～(9) (略)	(1)～(9) (略)
<u>(10) 奨学金に関すること。</u>	<u>(削る)</u>
<u>(11) 児童及び生徒の就学援助に関すること。</u>	<u>(10) 児童及び生徒の就学援助に関すること。</u>
<u>(12) 教育に係る調査、統計、広報及び教育行政に関する相談の総括に関すること。</u>	<u>(11) 教育に係る調査、統計、広報及び教育行政に関する相談の総括に関すること。</u>
<u>(13) 課の庶務に関すること。</u>	<u>(12) 課の庶務に関すること。</u>
<u>(14) 他課等の主管に属さない事務に関すること。</u>	<u>(削る)</u>
社会教育担当	<u>(削る)</u>
(1) 社会教育施策の企画及び調整に関すること。	<u>(削る)</u>
(2) 社会教育委員に関すること。	<u>(削る)</u>
(3) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。	<u>(削る)</u>
(4) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。	<u>(削る)</u>
(5) 文化財学習センターとの連絡調整に関すること。	<u>(削る)</u>
(6) 文化財保護委員会に関すること。	<u>(削る)</u>
(7) 寒川町立公民館の指定管理者による管理に関すること。	<u>(削る)</u>
(8) 寒川総合図書館の指定管理者による管理に関すること。	<u>(削る)</u>
(9) 寒川文書館の指定管理者による管理に関すること。	<u>(削る)</u>
(10) 寒川町立文化福祉会館の指定管理者による管理に関すること。	<u>(削る)</u>
学校教育課 (略)	学校教育課 (略)
教育施設給食課	教育施設給食課 (略)
<u>(加える)</u>	<u>生涯学習課</u>
<u>(加える)</u>	<u>生涯学習担当</u>
<u>(加える)</u>	<u>(1) 生涯学習・社会教育の総合的な推進</u>

現行	改正案
(加える)	及び調整に関すること。 (2) 文化行政の総合的な推進に関すること。
(加える)	(3) 社会教育委員に関すること。
(加える)	(4) 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
(加える)	(5) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。
(加える)	(6) 文化財学習センターとの連絡調整に関すること。
(加える)	(7) 文化財保護委員会に関すること。
(加える)	(8) 寒川町立公民館の指定管理者による管理に関すること。
(加える)	(9) 寒川総合図書館の指定管理者による管理に関すること。
(加える)	(10) 寒川文書館の指定管理者による管理に関すること。
(加える)	(11) 寒川町立文化福祉会館の指定管理者による管理に関すること。
(加える)	(12) 課の庶務に関すること。
(加える)	青少年教育担当
(加える)	(1) 青少年指導員に関すること。
(加える)	(2) 青少年問題協議会に関すること。
(加える)	(3) 青少年健全育成事業に関すること。
(加える)	(4) 寒川町はたちのつどいに関すること。
(加える)	(5) 青少年施設の管理に関すること。
(加える)	(6) 青少年関係団体の活動支援に関すること。
(加える)	(7) 放課後子ども教室に関すること。
～略～	～略～
(加える)	附 則（令和7年〇月〇日教委規則第〇号）
(加える)	この規則は、令和7年4月1日から施行する。